

とくしま林道活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内林道の魅力を活用したイベント等の実施を通じて、関係人口の増加及び維持可能なブランディングによる地域活性化を図るため、予算の範囲内において「とくしま林道活用事業補助金」(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金の交付は、民間主導による持続可能な仕組みへの転換を見据え、林道の魅力度向上及び自立的な運営体制の構築に資する取組を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものであって、とくしま林道ナビ運営協議会(以下「運営協議会」という。)が採択するものとする。

- (1) ジャンル別(車、バイク、自転車等)に分離された小規模・分散型のイベント
- (2) 地域資源や既存の地域イベントと連携したパッケージ型イベント
- (3) その他、林道の魅力度向上及び自立的な運営体制の構築に資するイベント

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体又は法人等とする。

- (1) 民間事業者、地元の団体、又はこれらで構成される実行委員会であること。
- (2) 自らのアイデアと資金で自立してイベントを継続できる体制の構築を目指す者であること。
- (3) 適正な会計処理が可能であり、県税等の滞納がないこと。
- (4) 徳島県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要となる経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は定額とし、1事業あたりの交付上限額は30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の14日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて運営協議会に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他運営協議会が必要と認める書類

(軽微な変更)

第8条 軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分の配分額の30パーセントを超えない範囲内での流用とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を運営協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更補助事業計画書(様式第5号)
- (2) 変更収支予算書(様式第6号)

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書の写し等)
- (4) 事業実施の状況が確認できる書類(写真、広報物等)

(補助金の請求)

第11条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第11号)を運営協議会に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 概算払については行わないものとする。

(消費税等仕入控除税額の扱い)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに運営協議会に報告しなければならない。運営協議会は、当該報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(決定の取消し及び返還)

第14条 運営協議会は、補助事業者が不正な手段により補助金の交付を受けた場合や、補助事業を遂行する見込みがないと認められる場合等は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。